

A.事例シート：差別的取扱い・合理的配慮の不提供・環境調整（吹田市障がい者差別解消支援専門部会委員提供）

| No. | 当事者の年代 | 当事者の種別 | 事例が生じた場面 | 事例の内容・経緯・背景 | 対応後の状況と残された課題 |
|-----|--------|--------|----------|--|---|
| 1 | 60歳代 | 肢体障がい | 交通 | バスに乗車しようとしたとき、乗車する際手を振り合図をしているにも関わらず他の乗客が乗り込んだら発車してしまった。その他にも、呼びかけに応じないような無視する行為・スロープやいすを折りたたむ際に必要以上に大きな音を立てる等、苛立ちを前に出した雰囲気醸す対応を受けた。 | |
| 2 | 60歳代 | 肢体障がい | 飲食サービス | 飲食店で食事をしようとしたが、入店時、段差があるだけで断られた。 | |
| 3 | 60歳代 | 肢体障がい | 飲食サービス | 車いすユーザー。A店と向かいのB店の両店舗とも少し混雑していたので、ヘルパーとA店付近でどの店に入ろうか考えていると、A店の店員が店内から出てきて「こんな状態やから」「店内も狭い」からと発言し、入店意思を確認することもなく、一方的に入店を断られた。 | 差別相談として状況確認中 |
| 4 | 不明 | 肢体障がい | 小売 | (友人から聞いた話) コンビニで店に入り、先にトイレに向かったところ「邪魔やから車いすでは入らないで下さい。」と入店を拒否された。 | |
| 5 | 50歳代 | 知的障がい | 医療 | 障がい福祉サービスを初めて利用する時に、長年のかかりつけ医（整形外科）に意見書作成依頼するが、「書けない」「精神科への受診」と言われた。整形外科しかかかりつけ医がない。精神科受診しないと障がい福祉サービスが利用できないのか。精神科受診を強要されるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談員が受診時に同席。何科でも作成可能な事・不明な点は相談員から説明もできる事を伝え、再度作成依頼するが、Drのからの回答は精神科への受診であった。 ・障がい福祉室に医師会への相談（医師が作成しやすい方法の検討）の提案をしたが、「対応しない」という返答。障がい種別によって医師の意見書作成依頼に制限がある事が課題。 |
| 6 | 60歳代 | 視覚障がい | 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・2023年12月、A氏は社会福祉士資格取得を志し、まずは社会福祉振興・試験センターへ電話し、担当のB氏に、障がいの状態(光覚のみ)や通信課程養成校希望等を相談した。B氏は同センター登録校へ問い合わせすることを勧めてくれた。 ・A氏は、X校とZ校の2校を選択し、各校担当者に、B氏と同様の話をし、入学資料一式をおくってもらった。 ・Z校の対応が消極的であったので、まずはX校を優先し、年末に面談することとなった。因みに、視覚障がい者の受け入れ実績はX校はなく、Z校はあった。 ・X校は、早速、本部や校内にも調整してくれ、A氏に「教室は固定し移動は不要、トイレ誘導も可能、自校教材はテキストデータ化可能、教科書は出版社からデータをもって転送可能」と先行した環境の整備とも言える対応だった。あとは受け入れてくれる実習先(2ヶ所)を選定すると言ってくれた。 (ここまでは、差別解消や合理的配慮の提供に向けて取組んだ好事例) ・翌年2月始め、X校から「受け入れてくれる事業所がなかった」との連絡が入った。A氏は、自らQ事業所（視覚障がい者に特化した事業所）へ依頼し、X校から話があれば受け入れるとのことだったので、X校から依頼してもらい1ヶ所が確定した。しかし、結局は入学時まで新たな受け入れ先が見つからなかった。 ・A氏は駄目もとで、Z校に問い合わせたが「実習の受け入れ先はない」とのことだった。Z校は、当初から「自校教材もテキストデータ化は出来ない」と言っていたので、A氏は、例えば「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が4月から変わりますね」と言って、入学できたとしても、精神的ストレスが溜まるだろうと確信し諦めた。因みに、Z校の担当者は同校の講師であると資料に掲載されていた。 (ここまでが合理的配慮の不提供と感じたこと) | A氏は最後に、社会福祉振興・試験センターのB氏に一連の事実を簡潔に報告した。また後日、X校のX氏が気にかけてくれ、これからの予定を尋ねてくれた。A氏は「来年は忙しいので今年に実習は終えておきたかった、当面は入学は考えていない」と答えた。 |

| No. | 当事者の年代 | 当事者の種別 | 事例が生じた場面 | 事例の内容・経緯・背景 | 対応後の状況と残された課題 |
|-----|--------|--------------------------|----------|--|--|
| 7 | 不明 | 発達障がい | 当事者の就労先 | 音や匂いに敏感という障がい特性があるため、在宅勤務等の静かな環境での就業をもとめたにも関わらず、職場からの配慮が実施されず、説明もない。 | ハローワークによる事業所への聴取の結果、本人が求める合理的配慮の一部は措置困難であったが、それについて本人に伝えていないなど話し合いがなされていないことが確認されたことから、過重な負担となる措置や提供可能な措置を整理した上で本人に説明するよう助言。事業所は本人との話し合いを通じ就業時間や業務内容への配慮を実施した。 |
| 8 | 60歳代 | 肢体障がい | 金融 | 銀行ATMのドアが重く入れなかった。 | |
| 9 | 30歳代 | 知的障がい 精神障がい (発達含む) | 飲食サービス | レストランで食事中、パニックを起こし、店の物品に損害を与えた。 家族が謝罪した際、「難しい子で・・・」と言うと、「そんなこと、うちには関係あれへん。弁護士と相談して、賠償してもらおう。営業を妨害した点について責任を問う。」と言われた。 相手の様子から、本人の障がいについて説明する余地はなく、言われたことを了解して帰った。 | 外見からは分かりにくい障がいであることや、障がい特性故にパニックや予期しない突発的な行動に対して理解を図ることの難しさを感じた。 |
| 10 | 70歳代 | 聴覚障がい | 医療 | ・身体状況から緊急入院に至る。本人が通所している事業所A（聴覚障がいに特化した通所事業所）の施設長が付き添い、施設長が気を遣ってあらかじめ入院前に手話通訳が必要な方のため、入院時のコミュニケーション支援を使うかどうかを病院に尋ねたところ、病院から「手話通訳が2人いるので必要ない」との回答を得た。 ・その後、入院したが、病院の手話通訳者と意思疎通が図れず、本人は怒りが爆発した。 ・対応に困った病院から施設長に相談があり、最終的には事業所Aの職員を派遣することで入院時コミュニケーション支援を利用するに至る。本人はコミュニケーションが円滑に図られたことで落ち着いて入院生活を送ることができた。 (問題の背景) ① 病院が手話通訳に対する正しい認識を持っていない。 病院での手話通訳は命に関わるので、専門的な手話通訳の知識と技術が必要。「手話ができる」と「病院での専門的な手話通訳ができる」は違う。 ② 当事者に合う手話通訳は専門的な知識と技術・経験が必要。 | ・専門の手話通訳者の24時間常駐配置について、吹田市聴言障害者協会をはじめ6団体から要望書を出し話し合いを続けているが、全く改善されていない。 ・今回は、事業所Aの利用者であったため、入院時コミュニケーション支援の利用導入が円滑に進み事なきを得たが、そうでない聴覚障がい者に同じ問題が起こると、通訳派遣が円滑になされずに命に係わる事態となる。 ・聞こえる人はいつでも病院で診てもらえる。同じ吹田市民として、聞こえなくても病気になった時に、いつでも安心して病院で診てもらえるための専門の手話通訳者の24時間常駐配置は早急に必要である。 |

| No. | 構成機関 | 現状 | 取組内容 |
|-----|------------|--|--|
| 1 | 吹田市歯科医師会 | 一般の歯科診療所では、当事者の障がいの種別によりますが、受診を断られる場面があるかと存じます。 | 診療所によりますが、バリアフリーであったり、個室が完備されたりして、障がいのある方でも通院しやすい環境に整備された診療所もございます。さらに吹田市には、吹田市民病院ならびに大阪大学歯学部附属病院に障がい者専門の歯科診療室もございますので、どのような障がいをお持ちの方でも、何らかの形で歯科通院が可能な環境が整っております。詳しくは吹田市歯科医師会（6389-1865）までお電話ください。 |
| 2 | 吹田市社会福祉協議会 | 南山田地区福祉委員会（以下、福祉委員会）では、障がい者理解を進めるため、コロナ禍前は障がい者を対象にしたバスツアーを実施していました。 しかしながら、近年、参加メンバーが固定化していることから、新たな活動のあり方について検討する必要性がありました。 | 新たな気づきを生むために、福祉委員会を中心に公民館、障がい者相談支援センター、障がい福祉室、障がい者事業所、吹田市社会福祉協議会等、多様な機関に参画いただき、沢山の対話と交流を重ねました。 検討の中で生まれたのが交流サロン「晴れときどきコーヒー」。このサロンは、市内にある障がい者事業所に協力いただき、事業所の利用者さんが淹れてくれたコーヒーをきっかけに、地域住民や専門職、障がい者がほっこり交流することをコンセプトにしたサロンです。当日（R6.6.17）は障がい者、地域住民、専門職等、多数の参加者があり、継続した実施を希望する声が聞かれています。 |
| 3 | 吹田市立学校校長会 | | 合理的配慮の提供という点では、日々悩みながら実践しています。視覚的支援や場の設定、課題の内容や量等を児童の特性を考慮しながら、「共に学び共に育つ」という理念を実現するために実施しています。 とはいえ、学校を取り巻く大きな課題でもあるのですが、現場の教員が足りていないため、十分な配慮ができていないのが現状です。 様々な取組を行うとしても、まず教員がそろっていること、それが大前提となります。また、それ以外にも教室の数が足りない等の乗り越えなければならない課題は数多くあります。 |
| 4 | 社会福祉協議会 | 自身の生活について相談対応している方。行政における複数の相談窓口にも相談している。 本人の納得いく回答、対応が得られないことから、相談頻度、相談時間が長期化し、本人のイライラが募り、許可なく事務所に立ち入る等して他機関では警察に通報されたこともある。 | ・本人は他機関の相談対応に不服であり、当会以外に相談する窓口がないとのことで、時間をかけ本人の課題解決に向け数年間、相談にのっているが、解決に至っていない。 ・最近では事前に日時を伝え、相談を受けているが、どこまで本人への配慮が必要か悩んでいる。 |